

則天武后著述六種考

—『日本国見在書目録』集部著録書を中心に—

孫 猛

唐の第三代高宗の皇后である則天武后(624—705)は、漢の呂后・清の西太后とともに、中国史上の三大女傑といわれる。姓は武氏、名は曩、号は則天である。并州文水(現在の山西省文水県東)の人。武士護の娘として生まれ、十四歳のとき、唐太宗の宮女(才人)となり、太宗の歿後、尼となった。高宗の即位後、再び昭儀として召されて宮中に入り、永徽六年(655)、皇后になった。やがて朝政に参与し、病弱の高宗に代わって、政治の実権をにぎり、天后と称したのである。当時の人々は二人を「二聖」と呼んだ。高宗が歿した後、一時摂政をしていたが、まもなく載初元年(689)に、国号を「周」と改め、自ら帝位につき、「聖神皇帝」と称した。神龍元年(705)、中宗の復位後、上陽宮に徙され、同年正月戊申に、彼女は「則天大聖皇帝」の尊号を奉ぜられた。十一月壬寅に、帝号を去らしめ、同日に八十二歳で歿した。⁽¹⁾諡号は「則天大聖皇后」と贈られたが、玄宗の天宝八載(794)に、「則天順聖皇后」と定められた。⁽²⁾

天下に二十年あまり君臨していた則天武后は政治の面で活躍していただけではなく、著述を提唱し、文士を網羅することにも力を傾けていた。盛唐文学の繁栄は彼女の提唱と密接な関係があったといわれており、本人の著述も多く残されている。『旧唐書・経籍志』(以下、『旧唐志』と略称する)や『新唐書・芸文志』(以下、『新唐志』と略称し、二つの『唐志』を『兩唐志』と略称する)などの書目録に「武后」か「天后」もしくは「大聖天后」と署名のある書は、重出するものを除いても、約二十種著録されている。遺憾ながら、それらの著述はほとんど散佚し、今日まで伝わっているものは『全唐文』・『全唐詩』などの総集や輯佚書に収められている詩文のほかに、著書として『臣軌』があるのみである。

七世紀の末期から八世紀の初期にいたる武后朝の文化や典籍は、遣唐使らによって、早期に日本に伝えられた。その時期に将来された漢籍についての研究成果は多くあるが、この小論では、藤原佐世の『日本国見在書目録』⁽³⁾(以下、

『見在書目』と略称する)の別集家・惣集家に著録されている次の六書を取り上げ、その成立について論じてみることにしたい。とくに、日本に残っている貴重な関係史料を用い、『兩唐志』や中国の書目録に見えないもの(いわゆる「中国側の未著録書」)を考察することに重点を置く。

六書は下記の通りである。

武媚娘一卷

則天大聖皇后集十卷

金輪万歳集五十一卷 一卷目録

垂拱集百卷

聖母神皇垂拱後集三十卷

聖母集十卷

武媚娘一卷

この書は『兩唐志』など中国の書目録に著録されていないものである。

「武媚」という称号は唐太宗が賜ったものである。『新唐書』卷七六『后妃伝(上)』に、その由来が述べられている。

高宗則天順聖皇后武氏、并州文水人。父士彊。……文德皇后崩、久之、太宗聞士彊女美、召為才人、方十四。……既見帝、賜号「武媚」。及帝崩、与嬪御皆為比丘尼。

張鷟『朝野僉載』卷一に、『武媚娘歌』のことが言及されている。

永徽後、天下唱『武媚娘歌』。後立武氏為皇后。大帝崩、則天臨朝、改号大周。二十余年、武后疆盛、武三王梁・魏・定等並開府。

『見在書目』に著録されているこの集はおそらく『武媚娘歌』のことではないかと考えられる。則天が武徳七年(624)に生まれ、貞観十二年(638)に「武媚」となり、貞観二十三年(649)に比丘尼となり、永徽六年(655)に皇后となったため、この歌集は遅くても、永徽六年までに、成立していたと考えられる。具体的な徴証はないが、比丘尼になれば、「武媚」の号は使えなくなるから、おそらく貞観十二年から二十三年までの間に、この集は成立したのであろう。

この集は歌集であり、歌(歌詩)が一首取められていただけかもしれない。

その撰者は『朝野僉載』に見える「天下唱『武媚娘歌』」という表現の言外の含みを吟味すれば、則天の自撰になるというよりも、むしろ他人が彼女の美しさを歌うため作ったと推測するほうがよいであろう。

ちなみに、「武媚」という言葉の出典は後漢・蔡邕『青衣賦』⁽⁴⁾である。『青

衣賦』に曰く：「都冶武媚、卓犖多姿」。「武媚」とは古来美しく愛らしい女性の姿態を表現する形容詞であるが、則天の姓の「武」を巧く影射している。

則天大聖皇后集十卷

『旧唐書』卷六『武后本紀』神龍元年正月戊申條に、
皇帝上尊号曰「則天大聖皇帝」。

とあり、同年冬十一月壬寅條に、

則天将大漸、遣制祔廟、歸陵、令去帝号、称「則天大聖皇后」。

……是日、崩於上陽宮之仙居殿、年八十三、諡曰「則天大聖皇后」。

とあることから、間違いない、諡号の「則天大聖皇后」を用いるこの集は則天武后が歿した後、編纂されたものであろう。

この集は中国の書目録に見えないが、日本の書目録の中では、『見在書目』のほかにも、沙門永超の『東域伝燈目録』⁽⁶⁾にも著録されており、しかも、集に収められている文章の格式までもが記されているのである。

『則天大聖皇后集』十卷。枚数少、故或合卷也。披見、是多願文集也。

すなわち、この集は則天武后の別集といってもよいが、実際、多くは則天武后の願文を蒐集し、編集したものである。沙門永超の書いたこのわずか十数字の註文から、これまでの日本漢籍史上の一つの懸案を解くことができる。

前に引いた「披見、是多願文集也(披見すれば、これ多く願文の集なり)」を読み、思いうかぶのは正倉院文書の『造菩薩願文断簡』⁽⁶⁾である。断簡には、次の内容が記されている。

造菩薩願文卷第八

垂拱二年十二月四日大唐皇太后奉為

高宗大帝敬造繡十一面觀世音菩薩一千鋪

願文一首

断簡に願文の本文が記されていないが、これは関係文集の卷第八の冒頭であろうと考えられる(これについては後述)。同一内容をもつ旧卷子本は、実は渋江全善・森立之の撰になる『経籍訪古志』卷第五・子部下・积家類⁽⁷⁾に著録されている。

造菩薩願文零卷 旧鈔卷子本

現存第八卷零片七行、首題「造菩薩願文卷第八」、次「垂拱二年十二月四日、大唐皇太后奉為高宗大帝敬造繡十一面觀世

音菩薩一千鋪願文一首、奉為先王・先妃造十一面觀世音菩薩願文一首、奉為(以下欠)。此書、史志諸家皆不著録、撰人・卷数並不可攷。特因其所存、可得知編書概略与撰集時代耳。紙背有「良辨大徳」、「天平廿一年」、「天平感宝元年」等記。界長七寸四分、幅六分強。

前掲断簡と『経籍訪古志』の記述に基づいて、考察を加えれば、結論は七点となる。

①施主(法事のときその主となるひと)は「大唐皇太后」、すなわち則天武后である。「大唐」が本朝の人名(称号)や書名などに冠されることは珍しくはない。垂拱二年の時点では、則天は皇太后として称制し、まだ帝位についていなかったため、「皇太后」という称号を使った。

②被祈願者は、「高宗」と「先王」(武後の父、武士曩。嗣聖元年に太師・魏王を追贈され、「王」を冠した)、「先妃」(武後の母、王妃の楊氏)⁽⁶⁾の三人である。ここに使われた「高宗大帝」は廟号の「高宗」と諡号の「天皇大帝」(よく「大帝」と略称される)の組み合わせである。⁽⁹⁾

③法事を行った年時は垂拱二年(685)十二月四日である。

④正倉院の断簡を旧卷子本(紙背に見える内容も含む)と合わせて見ると、旧卷子本は断簡とは実は同一もの(あるいは同一の祖本をもつもの)であり、もとはおそらく断簡と同じように正倉院の文書であったと考えられる。

⑤旧卷子本は断簡よりも二十一字多く、そのうちに、「奉為」という表現を三回も使っており、その次には少なくともその日に祈禱した願文がもう一首あるはずである。あらかじめ願文の標題を第八巻の冒頭にまとめ、その次に本文を載せる形がこの巻の構成であったと想像できる。したがって、旧卷子本の内容は第八巻の目録の一部でしかなく、正倉院の断簡はさらに旧卷子本(あるいは同じ祖本)の一部であると判断してよいであろう。

⑥『造菩薩願文巻第八』という題名は書名ではなく、巻題(巻の名、いわゆる「内題」、「小題」)である。頁の冒頭(いわゆる「界格」の一行目)に書名(いわゆる「大題」)を置かず、巻題をつける例は古本漢籍の中ではしばしばある。では、この巻を収める書の書名は何だろうか。今日までに伝存してきた前掲正倉院文書『造菩薩願文巻第八』はいったいどういう書の断簡なのか。渋江全善・森立之が「撰人・卷数並不可考」といった旧卷子本はいったいだれの撰であり、原書は何巻あったのか。これは日本漢籍史の研究においては一つの懸案のようである。『東域伝燈目録』に沙門永超が書いた註を吟味すれば、それはほかでもな

く、まさに『見在書目』に著録されている『則天大聖皇后集』ではあるまいかと考えられる。『全唐文』・『唐文拾遺』・『唐文統拾』などを見ればわかるように、皇帝・皇后・皇族の作品として、制・詔・勅・表・書・序・銘・記・碑・賦などは多く載せられているが、願文はほとんど見出せない。理由は、おそらく願文が慣例として個人の別集の中には収められないからであろう。そこで、願文を数多く集めたもの——『則天大聖皇后集』が登場したのである。こういう意味で、この集は異例のものとも言える。「則天大聖皇后」という称号は唐中宗の神龍元年(705)十一月壬寅に奉ぜられた尊号でもあり、諡号でもある。

『新唐書』巻四『則天皇后紀』によれば、唐玄宗の天宝八載(720)に最終的に「則天順聖皇后」という諡号を定めるまでに、諡号は五回も変わったにもかかわらず、だいたい「則天大聖皇后」という六文字の範囲を越えなかった。したがって、この集の成立は則天武後の歿後の直後かあるいは歿後から天宝八載に至る十五年の間のことであるとみてよかろう。集は合計で十巻あったが、今日まで伝わっている正倉院文書の断簡と旧卷子本の『造菩薩願文』はともにその第八巻の残巻である。撰者は則天武后であるが、編纂者は不明である。

⑦日本に将来された年時については、旧卷子本の紙背に「天平廿一年」、
「天平感宝元年(この年に改元、749)」と書かれているため、集はその前に日本に伝来されたものである。大陸から遣唐使による直輸入とすれば、その舶載者は養老元年(717)か天平五年(733)の使節であろう。

紙背に記されている「良辨」という人物は日本華嚴宗第二祖として知られる高僧である。天平勝宝三年(751)に、東大寺の落成にあたり、少僧都となり、翌年同寺別当になった。天平宝字七年(763)九月に⁶⁰、僧正に任ぜられた。同寺の主務にあること十二年に及んでいた。宝龜四年(773)閏十一月十六日に寂した。⁶¹「大徳」とは、梵語のバダンタ(bhadanta)の訳であり、大いに徳行ある者の意である。中国において高僧の敬称として用いるが⁶²、隋・唐の時代には訳経に従事する者を特に「大徳」と称した。⁶³日本では古来高僧の敬称として用いられていた。⁶⁴「良辨大徳」という四文字は他人が書いたものであると判断することができるが、この集はやはり良辨となんらかのかかわりがあったと考えられる。

寛治八年(1094)に成立した『東域伝燈目錄』には、『則天大聖皇后集』條の次に『金輪万歳集』が記されている。『金輪万歳集』條に、「已上『梵釈寺録』の註が見えるため、沙門永超は梵釈寺の所蔵を記録する『梵釈寺録』に基づいて、『衆經要録』から『金輪万歳集』までの十二種の著書を著録したのである。⁶⁵

『則天大聖皇后集』はそのうちの一種である。梵釈寺は桓武天皇が曾祖父天智天皇を追福するため、延暦五年(786)に近江大津宮(現在の滋賀県大津市)の古地に建立した寺院であり、平安時代の末期には、衰退し、園城寺の吸収するところとなっていたようである。⁹⁹『梵釈寺録』の成立年代は不明であるが、この集の完本(十卷)はおそらく平安末期までに梵釈寺に保存されていたであろう。

願文とは、法事を行う際、施主が神仏への願いをしるして寺院にささげる祭文の一種である。この二通の願文の内容は不明だが、梁の沈約の撰『千僧会願文』¹⁰⁰・隋の盧思道の撰『遼陽山寺願文』¹⁰¹・隋の釈智顛の撰の『発願文』¹⁰²などを読めば、およその願文の形式がわかる。これら以外、『聖武天皇宸翰雜集』に収められている釈靈実の撰『鏡中釈靈実集』にも、『為人妻妊娠願文』・『七月十五日願文』と題する願文二通が見える。

「繡十一面觀世音菩薩」は多彩な絹糸で刺繡された觀世音菩薩の仏像である。南朝から唐にかけて、寄進物としてよく制作されるものである。¹⁰³

金輪万歳集五十一卷 一卷目録

則天武後の尊号に、はじめて「金輪」という二文字が付けられたのは長寿二年(693)の九月頃であった。『新唐書』卷七四『后妃伝』によれば、その尊号が「金輪聖神皇帝」である。そのとき、七宝を宮殿に置き、七宝のうちの一つに「金輪」と名づけられた。『旧唐書』卷六『本紀』によれば、翌年五月に、寿号の「越古金輪聖神皇帝」が使用された。その後、証聖元年(695)春一月に、「慈氏越古金輪聖神皇帝」、秋九月に、また「天冊金輪聖神皇帝」という尊号が奉られた。聖暦三年(700)五月に、年号を「久視」に変え、「金輪」という尊号の使用を止めることになった。したがって、「金輪」を尊号として使用していた期間は長寿二年九月から、延載・証聖・天冊万歳・万歳登封・万歳通天・神功・聖暦を経て、久視元年にかけての約六年間であるから、この集はその期間に編纂されたかと判断して差し支えはなかろう。ただし、『兩唐志』には『金輪集十卷』とあり、巻数が『見在書目』より四十卷(目録を除く)も少ない。『兩唐志』に著録されたものが完本ではなかったことは考えにくいので、おそらく分巻のあり方によって相違が生じたであろう。

垂拱集百卷

この集の成立は比較的簡単である。『旧唐書』・『本紀』によれば、光宅二

年(684)正月一日に年号を「垂拱」に変え、垂拱五年(689)夏四月に、「永昌」に変えた。したがって、この「垂拱」という年号を冠した集はその五年間、則天武后の作品を集めた別集であると考えて問題はない。ただし、以下に検討する『垂拱後集』の書名を考えると、この集に収められたものはおそらく垂拱前期の文章であろうと推測される。

聖母神皇垂拱後集三十卷

聖母集十卷

垂拱四年(688)夏四月に、魏王の武承嗣が「聖母臨人、永昌帝業」という文句が刻まれた瑞石を献上したのが「聖母」という尊号を使用した契機である。

『旧唐書』卷六『則天皇后本紀』に、

……(魏王武承嗣)令雍州人唐同泰称獲之洛水。皇太后大悦、号其石為「宝函」、擢授同泰遊擊將軍。秋七月、改「宝函」為「天授聖函」、封洛水神為「顯聖」、加位特進、並立廟。就水側置永昌県。

とある。ほぼ同じ内容は張鷟『朝野僉載』卷三にも見えるが、刻字は「臨水」とある。いずれにせよ則天武后の禎祥を好む心理に同調し、彼女にこびへつらう行為であった。禎祥としての瑞石は実は偽物だったのである。『朝野僉載』卷三に、

……乃是白石鑿作字、以紫石末和藥嵌之。後并州文水県於谷中得一石還如此、有「武興」字、改文水為武興県。自是、往々作之。後知其偽、不復採用、乃止。

とある。『元和郡県志』卷十三^四によれば、則天武后の本籍地「文水」が「武興」に改名されたのは天授元年(690)のことであるから、少なくともその頃までは、偽造行為は暴露されていなかった。

垂拱四年五月に、則天武后は尊号「聖母神皇」を受け、それを使用しはじめた。この二集の成立が垂拱四年五月以降であることはほぼ確実である。その次の尊号は天授元年(690)に奉られた「金輪聖神皇帝」であるが、使用しはじめたのは翌年(691)の正月のことである。^四 帝位についたので、「皇帝」という二文字を使用したのである。「神皇」という言葉のイメージは曖昧であり、必ずしも正式な皇帝ではない。高宗が歿した後、実子の中宗やその弟の睿宗に代わって、実権を握ったとはいえ、やはり正真正銘の皇帝ではないのである。しかも、「聖母」という尊号は「母」として臨朝称制する身分にもっともふさわしかったではあるまいかと考えられる。これらの理由から則天武后は「聖母神

皇」の尊号を掲げた。しかし、後に、中宗と睿宗を廃し、自ら帝位に就いたことと、天から授けられたと思っていた瑞石が偽物であることが明らかになり、これに刻まれた「母」という字も極力避けたいという気持ちで、新しい尊号を考えたのであろう。したがって、天授元年以降、「母」という字は彼女の集名に用いられるはずがない。ひるがえっていえば、その期間で成立したもの、またその期間の活動を記録するものには、「聖母神皇」という尊号が加えられるはずである。たとえば、『兩唐志』史部・起居注類に著録されている宗秦客の撰になる『聖母神皇実録十八卷』が一つの実例である。すなわち、尊号を使用する期間は厳密に限定されており、彼女の即位の時点を境にし、その前はこの尊号を、その後は次の「金輪聖神皇帝」という尊号を使用するのである。この二集は垂拱四年四月から、天授二年正月にいたる期間内で編纂されたものと判断してよい。

則天武後の六書についての考察は以上の通りである。

最後に、六書の書名の付け方によって、『兩唐志』の著録凡例を検討したい。帝王の場合は、生前さまざまな書名をもつ集（專著を除く）がいくらあろうと、歿後に『兩唐志』の編修者がそれらをまとめて著録するのが普通である。たとえば、『旧唐志』集部・別集類には、

太宗文皇帝集三十卷

高宗大帝集八十六卷

中宗皇帝集四十卷

睿宗皇帝集十卷

とある。王子・宮妃の場合にも同じである。たとえば、太宗第四子の李泰の集と中宗の宮妃であった上官婉児の集が『新唐志』集部・別集類に、

濮王泰集二十卷

上官昭容集二十卷

とそれぞれ著録されている。しかし、則天武后に関しては、『旧唐書』卷六『則天皇后本紀』に「文集一百二十卷、藏於秘閣」と明記されるにもかかわらず、『兩唐志』では、「皇后集」という集名を使わず、『垂拱集』・『金輪集』という諸集の原名を使って、そのまま著録している。『見在書目』に見える『則天大聖皇后集』は書名上から見れば、彼女の詩文をまとめた集の書名かと思われるが、本当は願文のみを収めたものである。前述のごとく、唐の書目録に願文を収めない慣例があることと併せて考えれば、この集は『兩唐志』に著録されて

いないことも不思議ではない。なお、則天武后が称制をし、国号を変え、自ら皇帝になったことは封建政制上から見れば、僭偽に属する行為である。正史の編修者は意識的に帝王らの詩文をまとめて『経籍志』や『芸文志』に著録する慣例を破って、一括著録を避けたということも考えられるであろう。

「武后撰」や「天后撰」と著録されている数多くの諸書はもちろん則天武后の撰による著述であると見なしてもよいが、研究の際、それらは実はほとんど他人の代筆であるという事実を見落としてはいけない。『新唐志』経部・小学類に著録されている『武后字海一百卷』條に、次のような註が見える。

凡武后所著書、皆元万頃・范履冰・苗神客・周思茂・胡楚賓・衛業等撰。

また、計有功『唐詩紀事』卷三^四にも、同じ記載がある。

大凡后之詩文、皆元万頃・崔融輩为之。

これ以外にも、もうひとり重要な代筆者がいる。それは女性宮廷詩人の上官婉児（上官昭容）である。この文才あふれる宮妃は中宗・皇后及び公主らに代わり、詩文を作ったことでよく知られているが、実は『新唐書』卷七六『后妃伝上』によれば、万歳通天（元年、696）以降朝廷の詔命を掌管し、各役所からの上奏文を扱う役を担っていたのである。しかも、彼女は武氏一族とのかかわりが深く、その後、臨淄王（玄宗）に斬られたのは、武三思と結託し、朝政をほしいままにしたためである。したがって、則天武后の詩文には上官婉児の代筆したものがあると推し測っても何ら不思議ではないと考えられる。上官婉児・元万頃・崔融らはみんな武后朝の代表的な文人墨客なので、こういう意味で、則天武后の著述は彼らの作品の一部であり、かれらが文学・史学・経学（小学）などの分野において残した文献であると見なしてもよい。

注

- (1) 武后の享年については、『旧唐書』卷六『武后本紀』では八十三に作るが、姜亮夫『歴代名人年里碑伝総表・帝王表』（商務印書館、民国26年1月）によれば、八十二とする。
- (2) 『新唐書』卷四『則天皇后本紀』に、「十一月、崩、諡曰大聖則天皇后。唐隆元年、改為天后；景雲元年、改為大聖天后；延和元年、改為天后聖帝；未幾、改為聖后；開元四年、改為則天皇后；天寶八載、加諡則天順聖皇后」とあり、彼女の諡号は何回も変わったが、最終的に定められたもの（いわゆる「定諡」）は「則天順聖皇后」（略は「則天皇后」）である。したがって、『新唐書・本紀』の巻首に「則天順聖皇后武氏」と、同書卷四『中宗本紀』の冒頭に「母曰則天順聖皇后武氏」と記されている。武后の諡号の変更は以下考証する『則天大聖皇后集』の成立と関係があるから、詳しく註

を加えた。この点について、加藤敏氏の御教示をいただいた。

- (3) 名著刊行会、1996年1月。
- (4) 『初学記』卷十九引く。
- (5) 『大正新修大藏経』卷五五所収。
- (6) 『正倉院文書拾遺』(国立歴史民俗博物館編集、便利堂、平成4年4月)所収。
- (7) 『近世漢方医学書集成(53)』(大塚敬節・矢数道明編、名著出版、昭和56年4月)所収。
- (8) 『新唐書』卷四『則天皇后紀』参照。
- (9) たとえば、張鷟『朝野僉載』巻一に「大帝」と称すること、『旧唐志』集部・別集類で高宗の集名に「高宗大帝」とすること、また『全唐文』卷九八に則天武後の撰となった『高宗天皇大帝哀冊文』という題名が見えるのはいずれもその例である。
- (10) 一説宝亀元年(770)、又は同四年(773)。
- (11) 『本朝高僧伝』卷四、『東大寺要録』第一・二・四・五・七・八参照。良辨のことに
ついては、向島成美氏の御教示をいただいた。
- (12) 『統高僧伝』卷八『慧遠伝』に、「(開皇)七年春、往定州。……尋下羣書殷勤重誥、
辞又不免、便達西京。於時勅召大德六人、遣其一矣」といい、同伝卷三『慧浄伝』に、
「時為三府官寮上下咸集延興、京城大德競陳言論」というのはその例である。
- (13) たとえば、『歴代三宝記』(『大正新修大藏経』卷四九所収)卷十五に、「隋衆経
目録』。開皇十四年、勅翻経所法経等二十大德撰」といい、『貞元新定积教目録』卷十
六に、「臨壇大德」・「百座大德」・「三学大德」・「講論大德」・「翻経大德」・「訳語大德」
などの名を出している。
- (14) たとえば、『源氏物語・若衆』に「寺の様もいとあはれなり。峯高く、深き巖の中
にぞ聖入り居たりける。……いと尊き大德なりけり」といい、『慈覚大師伝』(『日本
高僧伝要文抄卷二』所引)に「(貞観)六年正月十三日、集諸弟子遺戒曰：『遍昭大德
所要两部大法之道、我既不得面奉授之、冀亦相従付法阿闍梨安惠大德禀学之』」とい
うのはその例である。
- (15) あわせて十三書が著録されているが、そのうち「『一切経正名』四十卷」の下に「一
卷教目、東寺」という註があるから、それを除く。
- (16) 『続日本紀』延暦五年一月二十一日條、『中右記』康和五年十二月二十九日條参照。
- (17) 『広弘明集』卷二十八(上)参照。
- (18) 注(7)に同じ。
- (19) 『全隋文』卷三十二所収。
- (20) 沈約の撰『繡像贊』(『広弘明集』卷十六)・积道世の撰『法苑珠林』卷一二〇など
を参照。
- (21) 『太平寰宇記』卷四〇に同じ記載が見える。『旧唐書』卷三九『地理志二』には、「九
年」と誤記した。
- (22) 『資治通鑑』卷二〇四を参照。
- (23) 染史『広卓異記』にも見える。

(早稲田大学)